

平成21年7月17日

農 林 水 産 省

無許可専従等の法令違反行為に対する処分者等

停職 2 3

減給 1 1 4 [1]

戒告 1 8 5 [8] 小計 3 2 2 [9]

訓告 4 4 2 [2 6]

厳重注意 1 9 3

口頭注意 2 4 8 小計 8 8 3 [2 6]

(兼業関係を除くと5 6 1)

合計 1, 2 0 5 [3 5]

(兼業関係を除くと8 8 3)

(注) []書きは、他府省等で内数

平成21年7月17日
農 林 水 産 省

無許可専従等の法令違反行為に対する処分等について

1. 農林水産省職員による無許可専従（許可を受けることなく職員団体の業務に専ら従事することをいう。以下同じ。）等の法令違反行為については、石破農林水産大臣の指示により、省内に立ち上げた「労使関係問題特別調査チーム」において、弁護士等の専門家により構成される第三者委員会の指揮監督の下、徹底した真相の解明のための調査を進めてきましたが、去る7月15日に「無許可専従問題に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）として調査結果が取りまとめられ、公表しました。また、総務省が全府省を対象に、あらためて実施することとした「無許可専従等に関する一斉調査」についても、本年5月以降、併せて調査を実施しています。
2. この度、調査報告書やこの総務省の要請に基づく再調査の過程で確認された事実認定に基づき、無許可専従等の職務専念義務違反の行為者及びその上司等の職員の処分等の措置を行います。
また、無許可専従等の行為者に対しては、今後、必要額を精査の上、給与の返納を求めます。
なお、総務省の要請に基づく再調査の結果については、改めて所定の期限である今月末までに総務省に報告します。
3. 職員が、常習的に、所定の手続をとらずに職務専念義務に違反して職員団体の業務に従事し、それに対し適切な是正措置を講じてこなかったことは、国民の皆様の信頼を著しく損ねるものであり、農林水産省として、今回の事態を深く反省するとともに、心からお詫び申し上げます。
今後、二度とこのような事態を発生させないように、昨日労使間で合意に至った『新たな労使関係の構築に関する基本方針』（http://www.maff.go.jp/j/kanbo/hisyo/rousi/pdf/kihon_housin.pdf）に基づき、職員全員が国民皆様の奉仕者として、国民の負託に応え得る農林水産行政を推進するため、透明性の高い、健全な労使関係を構築いたします。
4. また、無許可専従問題をめぐり、本年3月に、当時的大臣官房秘書課職員が報道関係者に対して内容の一部を改ざんした資料を提供した問題についても、あってはならない行為であり、関係者3名の処分を行います。
5. さらに、職員が、職員団体の役員として許可を得ずに報酬を得て兼業していた問題等についても、現時点で判明した事実関係に基づき、関係者に対し、措置を講じます。

（注）なお、各事案の処分量定等は別紙のとおりですが、複数の事案に該当する職員については、それぞれの処分量定等を踏まえ、最終的な処分量定等を決定しています。

（問い合わせ先）

農林水産省大臣官房秘書課

課 長 今城 健晴

調査官 依田 學

直通電話 03-3502-5529

無許可専従等の違反行為に関する処分等について

I 無許可専従等の行為者等の取扱い

1 無許可専従等の行為者

「無許可専従問題に関する調査報告書」（平成 21 年 7 月 15 日労使関係問題特別調査チーム）（以下「調査報告書」という。）等に基づき、違法行為の態様に応じて、以下の処分等を行う。

内 容	処分量定等	事 由	人 数
(1) 常習的な違法行為 (無許可専従等)の行為者	停職 1 月	・ 1 日 7 時間以上, かつ, 年間 30 日超	23
	減給 2 月 (2/10)	・ 1 日 4 時間以上 7 時間未満, かつ, 年間 30 日超	74
	「無許可専従」の合計→		97
	減給 1 月 (1/10)	・ 1 日 2 時間以上 4 時間未満, かつ, 年間 30 日超	34
	戒告	・ 1 日 2 時間未満, かつ, 年間 30 日超	67 (1)
	小計		198 (1)
(2) その他の職務専念義務違反者	訓告	・ 年間 30 日以下, かつ, 従事した職員団体の業務が臨時的なものであるとは認められない場合	122
	嚴重注意	・ 年間 30 日以下, かつ, 従事した職員団体の業務が臨時的なものであると認められるもの	194
	小計		316
	総計		514 (1)

※ 人数欄の () 内の数字は、既に退職しており処分できない者の人数である。

※ 「従事した職員団体の業務が臨時的なもの」とは、年間数回程度しか開催されない定期大会等に無許可で参加していた事案をいい、毎月行われる執行役員会に年間 10 日以上参加したケースなどは「臨時的なもの」とは取り扱っていない。

2 無許可専従等の行為者の管理者

無許可専従等の常習的な違法行為の行為者の管理者に対して、勤務時間の管理責任又は労務管理責任を求め、以下の処分等を行う。

内 容	処分量定等	事 由	人 数
(1)違反行為者の上司	訓告	・常習的違法行為者の勤務時間の管理責任	5 7 6 (3 4 7) 〔 2 0 〕
(2)①労務管理担当者 (ブロック単位)	戒告	・常習的違法行為者の労務管理責任	6 9 (5 5)
(2)②労務管理担当者 (都道府県単位)	戒告	・常習的違法行為者の労務管理責任	2 9 6 (1 9 5) 〔 8 〕
計			9 4 1 (5 9 7)

※ 人数欄の () 内の数字は、既に退職しており処分できない者の人数である。

※ 人数欄の [] 内の数字は、他府省又は独法出向中の職員の数である。

※ 「違反行為者の上司」とは、違反行為者が所属していた課係等（国家行政組織法第7条に定める課又はこれに準ずる組織の単位をいう。）の長（勤務時間の管理を行うべき職員）をいう。

※ 「労務管理担当者（ブロック単位）」とは、地方農政局の総務部長（北海道農政事務所にあっては総務管理官）をいう。

※ 「労務管理担当者（都道府県単位）」とは、地方農政事務所の総務課長（北海道農政事務所にあっては人事課長）をいう。

3 指導監督者

(1) 管理監督責任

常習的な違法行為の行為者の所属していた当時の地方農政局長等及び地方農政事務所長について、組織上の管理監督責任を求め、以下の措置を講ずる。

内 容	処分量定等	事 由	人 数
地方農政局長等	訓告	・行為者の所属した組織の管理監督責任	8 1 (7 1) 〔 3 〕
地方農政事務所長	訓告	・行為者が所属した組織の管理監督責任	2 0 7 (1 6 2) 〔 2 〕

※ 「地方農政局長等」には、本省前大臣官房統計部長（1人）を含む。

※ 人数欄の [] 内の数字は、他府省、独法又は地方公共団体に出身中の職員の数である。

(2) 本省の労務管理の指導責任

地方組織の労務管理担当者を指導監督すべき立場にいた本省の労務管理担当者である大臣官房地方課管理官等に対し、適正な指導監督を行わなかった責任を求める。また、労務管理担当者が所属していた課係等の長がいる場合には、その労務管理担当者に対する管理監督責任を求める。

また、当時の官房秘書課長に対し、農林水産省全体の労務管理の指導責任を求める。

内 容	処分量定等	事 由	人 数
大臣官房地方課管理官等	戒告	・ 地方農政局の労務管理責任者	33 (30)
大臣官房地方課長等	訓告	・ 地方農政局の労務管理責任者の上司	41 (29) 〔2〕
大臣官房秘書課長	訓告	・ 農林水産省の労務管理責任者	16 (13)

※ いずれも、無許可専従等の常習的行為が行われた当時の官職に就いていた者とする。

※ 人数欄の（ ）内の数字は、既に退職しており処分できない者の人数である。

※ 人数欄の〔 〕内の数字は、他府省出向中の職員の数である。

4 無許可専従等の行為者に係る給与等の返納について

調査報告書に基づき、無許可専従等の行為者に対して給与等の返納を求める額は25億円程度と推計される。今後、利息相当額と併せて返納を求める。

Ⅱ 平成20年の各調査関係者の取扱い

1 平成20年4月調査・5月調査

平成20年4月調査について、当該調査が不十分・不徹底であったことに対する責任を求める一方、調査報告書において「その後において無許可専従の実態が減少していることから見ると、『是正する』といった所期の目的に対し、一定の効果を上げたという面はある」とされていることを勘案し、以下の措置を講じる。

内 容	処分量定等	事 由
大臣官房秘書課長	訓 告	・ 平成20年4月調査の主導者
大臣官房秘書課調査官、同課課長補佐	嚴重注意	・ 平成20年4月調査の企画

2 平成20年3月の事前調査

平成20年3月の人事院に対する投書を契機として関東農政局、官房地方課担当者及び東北農政局において独自の調査を行いながら、上司又は上部機関に報告していなかった責任を求め、以下の措置を講じる。

内 容	処分量定等	事 由
・ 大臣官房地方課管理官 ・ 関東農政局総務部長（退職） ・ 東北農政局総務部長	訓 告	・ 平成20年3月の調査結果の上司又は上部機関への未報告

（注）このほか、平成20年5月調査において、無許可専従の疑いを指摘するアンケートを改ざんして上部機関に報告した管理者（他府省に出向中）の取扱いについては、調整が整い次第、処分等を行う。

Ⅲ 本年 3 月の官房秘書課関係者による記者提出資料改ざん問題に対する対応

本年 3 月の官房秘書課関係者による記者提出資料改ざん問題については、既に、本年 3 月 26 日付けで官房秘書課長、同課調査官はそれぞれ更迭されて官房付、秘書課付とされ、その旨実名で報道されているなど社会的制裁は受けている一方、農林水産省の社会的信頼を損なったという点で改めて責任を求め、以下の処分を行う。

内 容	処分量定等	事 由
大臣官房秘書課長	減給2月(2/10)	・改ざん等の主導者
大臣官房秘書課調査官	減給1月(1/10)	・改ざん等の企画及び実行者
大臣官房秘書課課長補佐	戒 告	・改ざん行為の実務担当者

なお、調査報告書によれば、本事案については、当時の秘書課調査官が事務次官及び官房長に対して、「提出する予定の資料を渡したが、改ざんがあることについて説明しなかったため、事務次官、官房長は改ざんに気づかなかった」とされていることを踏まえ、本事案に関して事務次官及び官房長に対する処分等の措置は行わないが、農林水産省に対する国民の信頼回復に向け、大臣官房秘書課長らの指導監督責任者として、給与の一部（1月 1/10）を国庫に返納する。

国家公務員法第104条違反（許可を受けずに、報酬を得て兼業を行う）に関する調査結果等

1 措置対象者

- (1) 「訓告」 103人
- (2) 「口頭注意」 270人

2 経緯

- (1) 本年5月の新聞報道により、全農林幹部が労金に無届けで役員を務めている旨の報道があり、本年5月18日付で全職員を対象として国家公務員法第104条の兼業の届出（許可申請）の遵守状況の調査を実施した。
- (2) 事実関係の確認に当たっては、無許可で兼業を行ったとの申出のあった職員に対し受け取った金銭が、同条の規定における「報酬」であるかどうかを確認するため、兼業先の労金等から兼業の実績及び報酬支払の事実を証する書面を入手させ、提出するよう指示した。

3 措置の概要

- (1) 職員の申出の内容は、
 - ① 勤務時間中に行われる兼業等で、仮に許可申請手続を取ったとしても兼業許可は認められない事案であるが、現時点では「報酬」を得た兼業は行っていない事案（過去に労金等の役職員として報酬を受けていた事例等）
 - ② 週末（勤務時間外）に行われる兼業など、職務遂行に支障が生ずると認められない等の許可基準を満たし、仮に許可申請手続をとれば兼業許可が認められる事案（消防団等）に大別することができた。
- (2) ①の事案については、申請手続をとっていたとしても、兼業許可は認めない事案であるが、
 - ア 申出を行い、かつ、自ら違法行為を立証する資料の提供に積極的に応じて違反の事実認定に至ったこと、
 - イ 現時点では、「報酬」を得て兼業を行っているわけではないことを勘案し、「訓告」とする。
- (3) ②の事案については、申請手続をとれば、許可が認められた事案であること、申出を行い、かつ、自ら違法行為を立証する資料の提供に積極的に応じて違反の事実認定に至ったことを勘案して「口頭注意」とする。
- (4) その他、職員からの申出のあったもので、兼業先から兼業の実績及び報酬支払の事実を証する書面を入手、提出されていない者については、引き続き調査を続行する。

(参考１) 国家公務員法第 104 条違反者の兼業先別の人数

内 容	処分量定等	事由（主な兼業先団体）	人 数
・ 仮に許可申請があったとしても、兼業の許可は行えなかったと考えられる事案であるものの、現に「報酬」を得た兼業は行っていない者	訓 告	労働金庫	2 5
		全労済	7 1
		その他機関	1 8
・ 仮に許可申請があったとしたら、許可申請等の手続を行っていれば兼業の許可を行なったと考えられる事案	口頭注意	消防団等	2 7 0

※ 処分者数等は延べ人数（1 人で複数の機関に兼業していた者がいる。）であり、合計は措置対象者の人数と一致しない。

**(参考２) 「職員の兼職・兼業の取扱いについて」（平成 17 年 11 月 29 日付け官房長通知）
違反の取扱い**

- ① 国家公務員法により規制対象となっている兼業は、「報酬」を得て行う兼業であること、
 - ② 無報酬の兼業をどの範囲まで内規で取り締まれるかという実効性の問題があること、
 - ③ そもそも本通知の内容が職員に必ずしも十分に周知されてこなかったこと
- といった実情を踏まえ、本通知に違反すると認められる事案であっても処分等の措置は行わない。

(以 上)